

沖縄県公共関与産業廃棄物管理型最終処分場

「安和エコパーク」

搬入の手引き



令和7年10月（改訂版）

沖縄県環境整備センター株式会社

も く じ

1	施設概要	・ ・ ・ ・ ・ 1
2	受入日時・アクセス・搬入車両	・ ・ ・ ・ ・ 1
3	受入廃棄物の種類及び基準	
	・ 共通基準	・ ・ ・ ・ ・ 5
	・ 個別基準	・ ・ ・ ・ ・ 6
4	埋立判定基準	・ ・ ・ ・ ・ 9
5	アスベスト（石綿）について	・ ・ ・ ・ ・ 10
6	契約について	・ ・ ・ ・ ・ 11
7	処理料金	・ ・ ・ ・ ・ 15
8	搬入のながれ	・ ・ ・ ・ ・ 16
9	その他	・ ・ ・ ・ ・ 18
10	様式等	
	【様式1】（特別管理）産業廃棄物処分委託申込書	・ ・ ・ ・ ・ 19
	様式1 記載例	・ ・ ・ ・ ・ 21
	【様式2】廃棄物データシート（WDS）	・ ・ ・ ・ ・ 23
	【様式3】契約解除通知	・ ・ ・ ・ ・ 25
	【様式4】搬入予約申込書	・ ・ ・ ・ ・ 26
	参考 契約書様式	・ ・ ・ ・ ・ 27
	参考 処分単価表	・ ・ ・ ・ ・ 33

1. 施設概要

名称：沖縄県公共関与産業廃棄物管理型最終処分場 安和エコパーク

所在地：〒905-0001 沖縄県名護市字安和 2045 番地 1

連絡先：TEL 0980-51-8811 FAX 0980-51-8812

許可番号： 産業廃棄物処分業 第 04731212365 号

特別管理産業廃棄物処分業 第 04781212365 号

※マニフェスト（産業廃棄物管理票）への記載は次のとおりです。

△ 廃棄物搬入時には、必要事項を記載したマニフェストの提出が必要です

	名称	所在地	電話番号
運搬先の事業場	安和エコパーク	〒905-0001 沖縄県名護市字安和 神崎原 2027 番 2 他 40 筆	0980-51-8811
処分受託者	沖縄県環境整備 センター株式会 社	〒905-0001 沖縄県名護市字安和 2045 番地 1	0980-51-8811

2. 受入日時・アクセス・搬入車両

（1）受入日

月曜日～金曜日（土日、祝日、慰霊の日、12月29日～1月3日を除く）

※ 搬入は事前予約制となっています。前営業日の 16:00 までに、原則ファックスで、搬入予約申込書による予約をお願い致します。

※ 機器メンテナンス時や、台風接近による暴風警報発令時等は受入を停止する場合があります。

(2) 受入時間

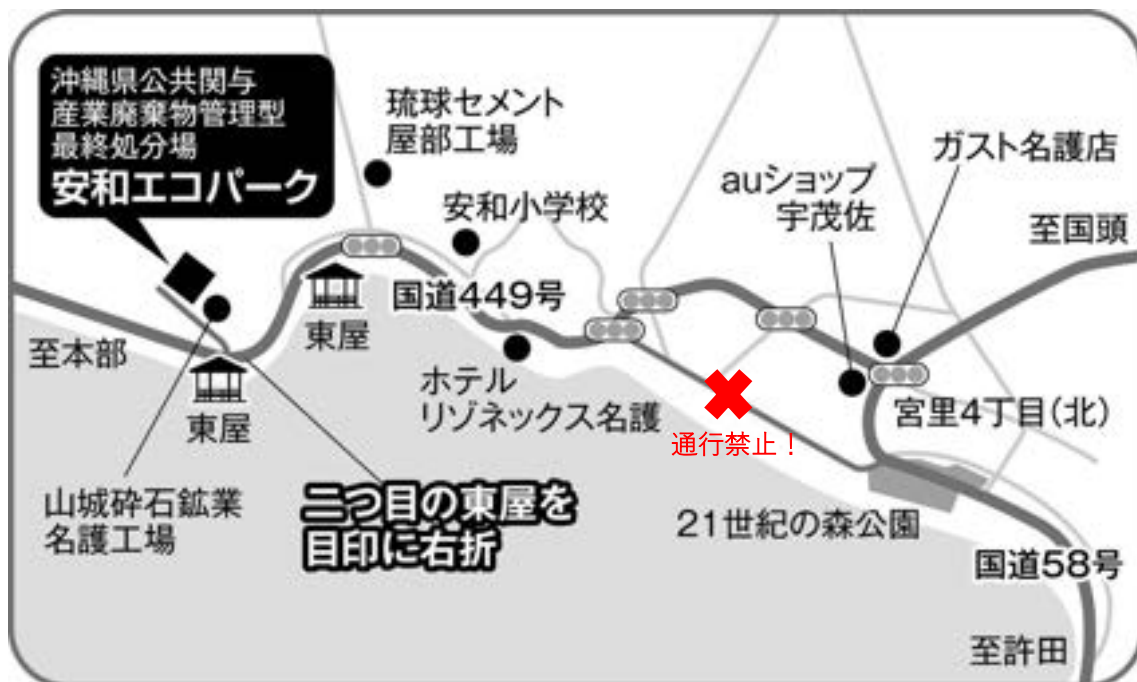
9時00分～11時30分、13時00分～16時00分

※現場の状況により変更する場合があります。

(3) アクセス

中南部方面から搬入する場合は、国道449号バイパスの通行をお願い致します。

(地域との協定で、国道449号現道(屋部集落内)は通行しないことになっています、ご協力を宜しくお願い致します。)



本部方面から搬入する場合も、国道 449 号バイパスの通行をお願い致します。

（地域との協定で、国道 449 号現道（部間集落内）は通行しないことになっています、ご協力を宜しくお願い致します。）



※上記の運搬経路にご協力いただけない場合は、契約を解除する場合がありますので予めご了承下さい。

（４）搬入車両

当処分場の被覆施設の入口高さは 3.5 メートルとなっています。計量器（トラックスケール）通過後に 3.4 メートルのクリアランスバーを設置していますので、高さ 3.4 メートル未満の車両での搬入をお願い致します（荷下ろし後の車高についても考慮して下さい）。

3.5 メートル以上の車両で搬入が必要な場合、荷姿等によっては対応できる場合もございますので、事前にご相談下さい。

計量器（トラックスケール）については、積載面寸法が3メートル×8メートル、計量範囲が200～30,000kg（目量 10kg）となっています。計量可能な車両での搬入をお願い致します。



3. 受入廃棄物の種類及び基準

受入できる産業廃棄物の種類及び基準は以下のとおりです。

廃棄物の種類	受入基準
共通基準	① 原則として、焼却・破碎・選別等の中間処理後の廃棄物であること（中間処理・リサイクルが困難なものを除く）。 ② 毒劇物またはそれらが付着、封入されたものでないこと。 ③ 有毒ガスが発生しないものであること。 ④ 著しい臭気を発しないものであること。 ⑤ 発熱性、引火性、発火性、爆発性のないこと。 ⑥ 突起又は鋭利な形状をした廃棄物が混入していないこと。 ⑦ 油分を含まないこと。 ⑧ PCB が付着したものが混入していないこと。 ⑨ 水銀が含有されているもの（水銀使用製品産業廃棄物を含む）が混入していないこと。 ⑩ 原則として、二種類以上の廃棄物を混合していないこと（一体不可分なもの、選別後残さを除く）。 ⑪ 運搬に際しては、シート掛けなど、飛散流出防止対策を講じること。 ⑫ 受入及び埋立にあたって取扱が困難なものでないこと。 ⑬ 浸出水処理施設に支障をきたさないと判断されるものであること。

共通基準		⑭ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法規等に適合するものであること。
個別基準	燃え殻	① 飛散防止措置（湿潤化、固形化、梱包等）が講じられていること。 ② 熱しゃく減量が15%以下であること。 ③ 火気を帯びていないこと。 ④ 「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法に定める方法」により検定した場合における検出値（以下、「溶出試験結果」という。）が「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」に規定する判定基準（以下、「判定基準」という。）に適合すること。
	※ 受入基準④の判定基準は、「燃え殻」が付着している又は付着の可能性がある廃棄物にも適用されます。	
	汚泥	① 無機性の汚泥であること。 ② 含水率が85%以下であること。 ③ 溶出試験結果が判定基準に適合すること。
	廃プラスチック類	① 中空状態でないこと。 ② 最大径がおおむね15cm以下であること。
	紙くず	① 中空状態でないこと。
	木くず	① 中空状態でないこと。 ② 最大径がおおむね30cm以下であること。
	繊維くず	—
	ゴムくず	① 中空状態でないこと。 ② 最大径がおおむね15cm以下であること。
	金属くず	① 中空状態でないこと。 ② 最大径がおおむね30cm以下であること。

個別基準	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	① 中空状態でないこと。 ② 最大径がおおむね 30cm 以下であること。 ③ 石膏ボードまたは石綿含有廃棄物を含まないこと。
	廃石膏ボード	① 中空状態でないこと。 ② 最大径がおおむね 30cm 以下であること。 ③ 木片、紙類が除去されていること。
	鋤さい	① 飛散防止措置が講じられていること。 ② 最大径がおおむね 30cm 以下であること。 ③ 溶出試験結果が判定基準に適合すること。 ④ 火気を帯びていないこと。
	コンクリート破片その他これに類する不要物（がれき類）	① 中空状態でないこと。 ② 最大径がおおむね 30cm 以下であること。 ③ 石綿含有廃棄物を含まないこと。 ④ 金属くずを可能な限り選別し、除去したものであること。
	石綿含有産業廃棄物（非飛散性アスベスト）	① 関係法令や「石綿含有産業廃棄物等処理マニュアル（環境省）」に基づき飛散防止措置が講じられていること。 ② ①の措置を講じた後、フレキシブルコンテナに入れ、搬入すること。 ③ 大気汚染防止法または沖縄県生活環境保全条例に基づく届出対象工事（特定粉じん排出等作業）の場合、届出がされていること（されること）。

個別基準	ばいじん ※ 受入基準③の判定基準は、「ばいじん」が付着している又は付着の可能性がある廃棄物にも適用されます。	① 飛散防止措置（湿潤化、固形化、梱包等）が講じられていること。 ② 熱しゃく減量が15%以下であること。 ③ 溶出試験結果が判定基準に適合すること。 ④ 火気を帯びていないこと。
	13号廃棄物	① 最大径がおおむね30cm以下であること。 ② 溶出試験結果が判定基準に適合すること。
	【特別管理産業廃棄物】 廃石綿等 （飛散性アスベスト）	① 十分な強度を有するプラスチック袋を用い二重にこん包すること。 ② ①の措置を講じた後、フレキシブルコンテナに入れ、搬入すること。 ③ 大気汚染防止法または沖縄県生活環境保全条例の届出対象工事（特定粉じん排出等作業）の場合、届出がされていること（されること）。

4. 埋立判定基準

当処分場に搬入する産業廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん、13号廃棄物については、次表の分析結果を提出して下さい。

No.	分析項目	判定基準値	燃え殻	汚泥	鉍さい	ばいじん	13号廃棄物
1	アルキル水銀化合物	不検出	○	△	○	○	○
2	水銀又はその化合物	0.005 mg/L 以下	○	△	○	○	○
3	カドミウム又はその化合物	0.09 mg/L 以下	○	△	○	○	○
4	鉛又はその化合物	0.3 mg/L 以下	○	△	○	○	○
5	有機燐化合物	1 mg/L 以下		△			○
6	六価クロム化合物	1.5 mg/L 以下	○	△	○	○	○
7	砒素又はその化合物	0.3 mg/L 以下	○	△	○	○	○
8	シアン化合物	1 mg/L 以下		△			○
9	PCB	0.003 mg/L 以下		△			○
10	トリクロロエチレン	0.1 mg/L 以下		△			○
11	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下		△			○
12	ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下		△			○
13	四塩化炭素	0.02 mg/L 以下		△			○
14	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下		△			○
15	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下		△			○
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下		△			○
17	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下		△			○
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下		△			○
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下		△			○
20	チウラム	0.06 mg/L 以下		△			○
21	シマジン	0.03 mg/L 以下		△			○
22	チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下		△			○
23	ベンゼン	0.1 mg/L 以下		△			○
24	セレン又はその化合物	0.3 mg/L 以下	○	△	○	○	○
25	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下	○	△		○	○
26	ダイオキシン類	3ng-TEQ/g 以下	○	△		○	○
27	含水率	85%以下		○			△
28	熱しゃく減量	15%以下	○			○	

○は必須項目、△は業種、排出状況などにより設定

※ 燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん、13号廃棄物に該当しない廃棄物であっても、当社が必要だと判断する場合は分析結果を提出していただきます。

なお、前項の廃棄物以外についても必要に応じて分析結果の提出を求める場合があります。

分析結果については、発行日から 1 年以内のものを添付して下さい。

5. アスベスト（石綿）について

石綿含有産業廃棄物及び廃石綿等（特別管理産業廃棄物）については、「3. 受入廃棄物の種類及び基準」に記載されているとおり二重こん包等の飛散防止措置を講じた後、原則、フレキシブルコンテナに入れて搬入をお願い致します。

アスベストの分析を実施している場合は、分析結果の提出をお願い致します。

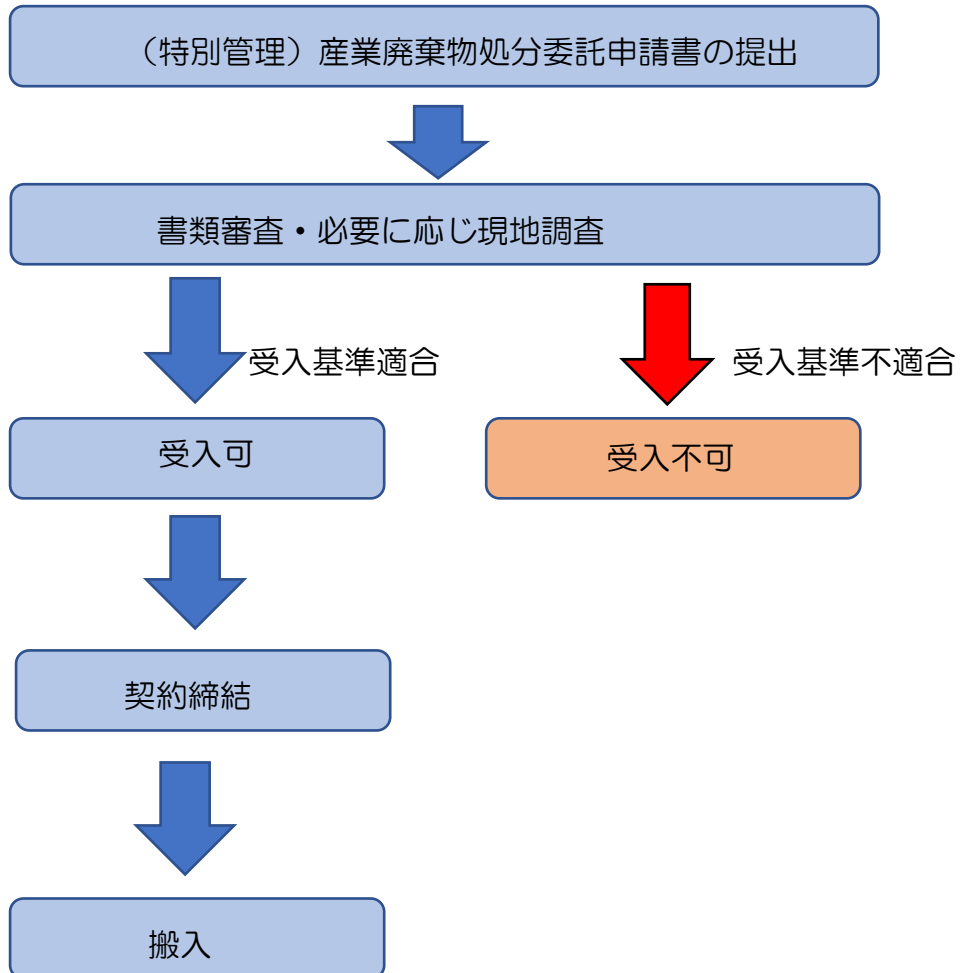
【注意事項】

当社では、同一車両に「石綿含有産業廃棄物」と「廃石綿等（特別管理産業廃棄物）」を混載しての搬入は禁止しております。

※ 混載が確認された場合は、全て「廃石綿等」として受入を行います。

6. 契約について

契約の流れ



(1) 搬入申し込み書類の作成・提出について

産業廃棄物の処分の委託を希望される事業者は、排出事業場ごとに、次の申請書を提出して下さい。

① (特別管理) 産業廃棄物処分委託申請書【様式1】

② 廃棄物データシート (WDS) 【様式2】※

※ 必要に応じて提出

(処分予定の産業廃棄物について、詳細な説明が必要な場合 等)

③溶出試験結果の写し（発行日から１年以内のもの）

対象廃棄物（燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん、13号廃棄物）

※1「燃え殻」、「ばいじん」の付着または付着の可能性のある廃棄物も含みます。

※2 上記に該当しない廃棄物であっても、当社が必要と判断する場合は溶出試験結果を提出していただきます。

④アスベスト分析結果（廃石綿等、石綿含有産業廃棄物の場合）

⑤（特別管理）産業廃棄物収集運搬業許可証の写し（収集運搬を委託する場合）

⑥（特別管理）産業廃棄物処分業許可証の写し（産業廃棄物処理業者の場合）

（２）申請時期

搬入予定の１ヶ月前を目途にお願い致します。

（３）申請書提出先

〒905-0001 名護市字安和 2045 番地 1

沖縄県環境整備センター株式会社

TEL 0980-51-8811 FAX 0980-51-8812

E-mail info@okikankyo.jp

まで、郵送、ファックス、メールまたは持参をお願い致します。

（４）書類審査等

提出して頂いた書類を審査し、搬入の可否を判断致します。

また、必要に応じ現地調査を実施致します。

（５）契約

書類審査の結果、受入が決定した場合は、弊社で委託契約書を作成し２部郵送致します。委託契約書が届きましたら内容をご確認のうえ、所定の箇所に押印及び支払い予定金額に応じた印紙を貼付後、弊社へ返送下さい。

弊社用意の様式以外の契約書にも対応致します（電子契約等）ので、申込の際にご相談ください。

※契約を締結していない廃棄物の受入はできません（委託基準違反）。

（６）変更契約

産業廃棄物の品目の追加がある場合には、変更契約を締結する必要がありますので、新規申請と同様の手続きをお願い致します。

（７）契約の期間

契約の期間は、原則、契約締結日から１年以内となっております。
（自動更新による契約締結は行いません）

「４．埋立判定基準」で分析結果の提出が必要な廃棄物については、契約更新時に、再度、溶出試験結果の写し（発行日から１年以内のもの）を提出して下さい。

（８）契約の解除 【対象者：過去に「自動更新」で契約した事業者】

契約の解除（更新を希望しない等）希望される場合は別添様式３の契約解除通知を提出して下さい。

※ 当社から解除を求めることもあります。

（９）搬入の制限・拒否・一時停止等

次に掲げる事項に該当する場合は、産業廃棄物の搬入を制限、拒否、又は一時停止等の措置を講じます。

- ①関係法令等に違反した場合（当社が地域と締結している各種協定を含む）
- ②契約していない廃棄物を搬入しようとしたとき
- ③当処分場の受入基準に適合しないとき
- ④マニフェスト（産業廃棄物管理票）を持参しないとき
- ⑤当処分場の搬入に係る注意事項に従わないとき
- ⑥展開検査で不適合であったとき
- ⑦係員の指示に従わないとき
- ⑧その他、当社が事業の運営に支障があると認めたとき

（１１）特記事項

浸出水処理施設に負荷の掛かる産業廃棄物については、受入量を制限する場合があります。また、当処分場の埋立管理計画、埋立の進捗状況により、受入時期を調整する場合があります。予めご了承下さい。

7. 処理料金

(1) 処理料金の請求

処理料金は、毎月末日締めで、翌月 10 日までに請求致します。なお、計量器の最小目盛りが 10kg となっております。10kg 未満の廃棄物については、10kg として取り扱いますので予めご了承下さい。

(2) 処理料金の支払い

処理料金は、翌月末日までに指定口座へ振り込みをお願い致します。支払い期限までに入金を確認できないときには、搬入停止、契約の解除などを行う場合があります。振込手数料は御負担くださいますようお願い致します。

(3) 処分単価

廃棄物の受入単価については別添（P33）のとおりです。

(4) 産業廃棄物税

沖縄県産業廃棄物税条例に基づき、産業廃棄物 1 トンにつき 1,000 円（1kg だと 1 円）の産業廃棄物税が課されます。

納入義務者は排出事業者となっているため、処理料金及び消費税とは別に徴収させていただきます。

8. 搬入のながれ

(1) 搬入予約

搬入は予約制となっております、搬入希望日の前営業日の 16:00 までに原則 FAX により搬入予約をお願い致します。【様式 4】

(2) 計量

計量器（トラックスケール）に載り、エンジンを停止して下さい。係員にマニフェストを提出して下さい。

※ 電子マニフェストをご利用の場合

事前に、または廃棄物搬入時に「**受渡確認票**」を印刷し持参下さい。

係員が目視検査を行いますので、係員の指示に従って下さい。

(3) 車高の確認

埋立地の入口の高さは 3.5m となっています。（4 ページ写真参照）

計量器通過後に車高確認のためのクリアランスバー（高さ 3.4m）を設置していますので、係員の指示にしたがって車高の確認を行って下さい。

(4) 荷下ろし

埋立地の入口にいる係員の誘導に従い、埋立地へ入場して下さい。

係員の指定する箇所へ荷下ろしをお願いします（不定期で、（5）の展開検査を実施する場合があります）。

（５）展開検査

必要に応じ搬入廃棄物の展開検査を実施致しますので、係員の指示に従って下さい。その際は立会をお願い致します。

展開検査の結果、受入基準に不適合と判断した場合は、廃棄物を持ち帰っていただきます。

（６）洗車

荷下ろし後、洗車場にてタイヤなどに付着した廃棄物を丁寧に洗い流して下さい。

（７）計量

計量器（トラックスケール）に載り、エンジンを停止して下さい。計量後、係員からマニフェスト、計量伝票を受け取って下さい。

※ 計量の上限は 30 t です。

（８）退場

施設から退場する際には、右折禁止（集落内通行不可）のため、左折により退場するようにお願い致します。

9. その他

(1) 電子マニフェストのご利用について

電子マニフェストのご利用を希望される場合は、以下の内容をご確認下さい。

- ・ 弊社の加入者番号は「3017862」、公開確認番号は「625879」です。
- ・ 数量確定者は「処分業者」で設定して下さい。

10. 様式等

【様式1】 (特別管理) 産業廃棄物処分委託申込書、記載例

【様式2】 廃棄物データシート (WDS)

【様式3】 契約解除通知

【様式4】 搬入予約申込書

参考 契約書様式

〔令和7年8月20日改訂〕

【様式1】

(特別管理) 産業廃棄物処分委託申込書

令和 年 月 日

沖縄県環境整備センター株式会社

代表取締役 殿

申込者（排出事業者又は産業廃棄物処理業者）

住所 〒 -

名称

代表者名

電話番号

Mail アドレス

(特別管理) 産業廃棄物の処分を委託したいので下記のとおり申し込みます。

申込者 (排出事業者又は処理業者)	事業者名称	(フリガナ)		
	代表者名	(フリガナ)		
	住所	(フリガナ) 〒		
	担当者名		部署	
	電話番号		FAX 番号	
	業種			
	排出事業場	事業場名称 (廃棄物が排出される工場名・現場名等)	(フリガナ)	
住所		(フリガナ) 〒		
担当者名			部署	
電話番号			FAX 番号	
搬入計画		☐ 定期搬入 (回/週・月) ☐ 不定期搬入 (一回限りの場合も含む)		
搬入廃棄物	廃棄物管理票の受取者	☐ 申込者 (排出事業者・廃棄物処理業者) ☐ 排出事業場 ☐ その他 ()		
	使用する廃棄物管理票	☐ 電子マニフェスト ☐ 紙マニフェスト		
	荷姿	☐ バラ ☐ フレコン袋 ☐ その他 ()		
	廃棄物の種類及び搬入予定数量	廃棄物の種類	数量 (t/月)	石綿の有無
				☐ 石綿含有 ☐ 無し
				☐ 石綿含有 ☐ 無し
				☐ 石綿含有 ☐ 無し
			☐ 石綿含有 ☐ 無し	

〔令和7年8月20日改訂〕

収集運搬	運搬方法	☐ 排出事業者による運搬（自社運搬）		
		☐ 収集運搬業者へ委託（下の【収集運搬業者】の欄に記載して下さい）		
	搬入車両番号 （自社運搬の場合）			

【収集運搬業者】

収集運搬	収集運搬業者 ①	名称				
		代表者名				
		住所				
		許可番号				
	搬入車両番号					
	収集運搬業者 ②	名称				
		代表者名				
		住所				
		許可番号				
	搬入車両番号					

【料金の支払い】

処理料金の支払い	支払区分	後納（請求書払い）			
	支払者	☐ 申込者（排出事業者又は産業廃棄物処理業者） ☐ 排出事業場 ☐ 支払代行者（収集運搬業者） ☐ その他（ ）			
	請求先	名称			
		代表者名			
		住所	〒		
		担当者・部署			
		電話番号			
		FAX 番号			
		Mail アドレス			
	契約期間	☐ 契約締結日から1年間			
☐ 契約締結日から令和 年 月 日まで					

注1）申込時期について：廃棄予定日の**1ヶ月前までに**申請をお願いします。

注2）契約期間について：原則、1年以内になります（自動更新での契約は行いません）。

注3）申込時の提出資料について

- ・運搬を収集運搬事業者へ委託する場合 ： 収集運搬業許可証（写し）
- ・アスベスト含有の産業廃棄物を処分する場合 ： 分析結果（写し）
（石綿含有産業廃棄物、廃石綿等）

【記載例】

【様式1】

(特別管理) 産業廃棄物処分委託申込書

令和〇年〇月〇日

沖縄県環境整備センター株式会社

代表取締役 殿

申込者（排出事業者又は産業廃棄物処理業者）

住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇

名護市〇〇〇〇〇〇

名称 廃棄物適正処理株式会社

代表者名 〇〇〇 太郎

電話番号 098-〇〇〇-〇〇〇〇

Mail アドレス 〇〇〇@〇〇〇〇〇.jp

処分委託契約の申込を行う事業者の記載をお願いします。
(実際に当社と契約書作成の手続きを行う事業者)

(特別管理) 産業廃棄物の処分を委託したいので下記のとおり申し込みます。

申込者 (排出事業者又は処理業者)	事業者名称	(フリガナ) 株式会社〇〇〇〇〇		
	代表者名	(フリガナ) 〇〇〇 花子		
	住所	(フリガナ) 〒 〇〇〇-〇〇〇〇 那覇市〇〇〇〇〇〇		
	担当者名	〇〇〇 次郎	部署	098-〇〇〇-〇〇〇〇
	電話番号	098-〇〇〇-〇〇〇〇	FAX 番号	
	業種	建設業		
	排出事業場	事業場名称 (産業物が排出される工場名・現場名等)	(フリガナ) 〇〇〇邸住宅防音工事	
住所		(フリガナ) 〒 〇〇〇-〇〇〇〇 宜野湾市〇〇〇〇〇〇		
担当者名		〇〇〇 華子	部署	
電話番号		098-〇〇〇-〇〇〇〇	FAX 番号	098-〇〇〇-〇〇〇〇
搬入計画		☐ 定期搬入 (回/週・月) ☒ 不定期搬入 (一回限りの場合も含む)		
搬入廃棄物	廃棄物管理票の受取者	☒ 申込者 (排出事業者・廃棄物処理業者) ☐ 排出事業場 ☐ その他 ()		
	使用する廃棄物管理票	☐ 電子マニフェスト ☒ 紙マニフェスト		
	荷姿	☐ バラ ☒ フレコン袋 ☐ その他 ()		
	例 廃棄物の種類及び搬入予定数量	廃棄物の種類	数量 (t/月)	石綿の有無
		石綿含有産業廃棄物 (下地調整材、ビニル床タイル)	100kg/回	☒ 石綿含有 ☐ 無し
			☐ 石綿含有 ☐ 無し	

排出事業者(※)について記載をお願いします。

※ 当社に産業廃棄物の処分を委託する事業者 (廃棄物の所有者)
申込者と同じ場合でも記載をお願いします。

処分する産業廃棄物が排出される「事業場名(工事名称)」、「住所」等の記入をお願いします。

※ 原則、現場ごとに委託契約が必要です。

各項目の該当箇所にチェックを入れてください。

廃棄物の種類(廃棄物処理法に基づく種類)と数量(おおよそで構いません)の記載をお願いします。

数量の単位は必要に応じて kg 等に修正して構いません。

【注】アスベスト含有の産業廃棄物は、以下のいずれに該当します。上記記載例を参考に
して記載をお願いします。

(参考)

・廃石綿等(飛散性)

← レベル I、II

・石綿含有産業廃棄物(非飛散性)

← レベル III

解体・改修工事における
アスベスト調査

【記載例】

収集運搬	運搬方法	☐ 排出事業者による運搬（自社運搬） ☒ 収集運搬業者へ委託（下の【収集運搬業者】の欄に記載して下さい）	
	搬入車両番号 （自社運搬の場合）		

該当箇所にチェックを入れてください。

【収集運搬業者】

収集運搬	収集運搬業者 ①	名称	(株)〇〇運送	
		代表者名	〇〇 三郎	
		住所	名護市字安和	
		許可番号	04752000	
	搬入車両番号	沖縄 100 あ 00-01		
	収集運搬業者 ②	名称		
		代表者名		
		住所		
許可番号				
搬入車両番号				

○自社運搬の場合

使用する車両番号の記入をお願いします。

○収集運搬業者への委託の場合

【収集運搬業者】欄へ必要事項の記入をお願いします。

※ 収集運搬業者の許可証(写し)を委託申込書(様式1)と一緒に提出してください。

処分料金の支払いは請求書払いになります。請求書の送付先について記載をお願いします。

※ 担当者名も忘れずに記入してください。

【料金の支払い】

処理料金の支払い	支払区分	後納（請求書払い）	
	支払者	☒ 申込者（排出事業者又は産業廃棄物処理業者） ☐ 支払代行者（収集運搬業者）	
		☐ 排出事業場 ☐ その他（ ）	
	請求先	名称	〇〇〇〇株式会社
		代表者名	〇〇〇 四郎
		住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 沖縄県名護市字〇〇〇〇〇〇
		担当者・部署	〇〇・総務課
		電話番号	098-〇〇〇-〇〇〇〇
		FAX 番号	098-〇〇〇-〇〇〇〇
		Mail アドレス	〇〇〇@〇〇〇〇〇.jp
契約期間	☐ 契約締結日から1年間 ☒ 契約締結日から令和 〇 年 1 月 30 日まで		

注1) 申込時期について：廃棄予定日の1ヶ月前

注2) 契約期間について：原則、1年以内

注3) 申込時の提出資料について

- ・運搬を収集運搬業者に委託する場合
- ・アスベスト含有の産業廃棄物を処分する（石棉含有産業廃棄物、廃石棉等）

【契約期間】1年以内での契約になります(自動更新なし)

○上にチェックの場合

契約日の1年後を契約期限として、契約書を作成します。

○下にチェックの場合

工期等が明確で、契約期間が短くていい場合は、下にチェックを付け、ご希望の期限日を記載してください。

【様式2】

管理番号

廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。

※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

作成日 平成 年 月 日

記入者

1	排出事業者	名称	所在地	所属	担当者	TEL	FAX
2	廃棄物の名称						
3	廃棄物の組成・成分情報 (比率が高いと思われる順に記載)	主成分 他		MSDSがある場合、CAS No.			
	☐ 分析表添付(組成)	・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。					
4	廃棄物の種類 ☐ 産業廃棄物 ☐ 特別管理産業廃棄物	☐ 汚泥 ☐ 廃油 ☐ 廃酸 ☐ 廃アルカリ ☐ その他() ※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 ☐ 石綿含有産業廃棄物 ☐ 水銀使用製品産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等 ☐ 引火性廃油 ☐ 強アルカリ(有害) ☐ 指定下水汚泥 ☐ 廃酸(有害) ☐ 引火性廃油(有害) ☐ 感染性廃棄物 ☐ 銻さい(有害) ☐ 廃アルカリ(有害) ☐ 強酸 ☐ PCB等 ☐ 燃えがら(有害) ☐ ばいじん(有害) ☐ 強酸(有害) ☐ 廃水銀等 ☐ 廃油(有害) ☐ 13号廃棄物(有害) ☐ 強アルカリ ☐ 廃石綿等 ☐ 汚泥(有害)					
5	特定有害廃棄物 ()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△ ☐ 分析表添付 (廃棄物処理法)	アルキル水銀 () トリクロロエチレン () 1,3-ジクロロプロペン () 水銀又はその化合物 () テトラクロロエチレン () チウラム () カドミウム又はその化合物 () ジクロロメタン () シマジン () 鉛又はその化合物 () 四塩化炭素 () チオベンカルブ () 有機燐化合物 () 1,2-ジクロロエタン () ベンゼン () 六価クロム化合物 () 1,1-ジクロロエチレン () セレン () 砒素又はその化合物 () シス-1,2-ジクロロエチレン () ダイオキシン類 () シアン化合物 () 1,1,1-トリクロロエタン () 1,4-ジオキサン () PCB () 1,1,2-トリクロロエタン ()					
6	PRTR対象物質	届出事業所(該当・非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当(該当・非該当) ※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。					
7	水道水源における 消毒副生成物 前駆物質	生成物質:ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) ☐ ヘキサメチレンテトラミン(HMT) ☐ 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) ☐ N,N-ジメチルアニリン(DMAN) ☐ トリメチルアミン(TMA) ☐ テトラメチルエチレンジアミン(TMED) ☐ N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) ☐ ジメチルアミノエタノール(DMAE) 生成物質:クロロホルム(塩素処理により生成) ☐ アセトンジカルボン酸 ☐ 1,3-ジハイドロキシルベンゼン(レゾルシノール) ☐ 1,3,5-トリヒドロキシベンゼン ☐ アセチルアセトン ☐ 2'-アミノアセトフェノン ☐ 3'-アミノアセトフェノン 生成物質:臭素酸(オゾン処理により生成)、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム(塩素処理により生成) ☐ 臭化物(臭化カリウム等)					
8	その他含有物質 ()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△ ☐ 分析表添付(組成)	硫黄 () 塩素 () 臭素 () ヨウ素 () フッ素 () 炭酸 () 硝酸 () 亜鉛 () ニッケル () 銅 () アルミ () アンモニア () ホウ素 () その他 ()					

【様式3】

契約解除通知

令和 年 月 日

沖縄県環境整備センター株式会社

代表取締役 殿

住所

事業者名称

代表者名

印

貴社と令和 年 月 日付けで締結した下記の排出事業場に係る廃棄物処分委託契約を、同契約第8条の規定に基づき解除します。

記

【排出事業場】

事業場名称：

住所：

以上

FAX 0980-51-8812

【様式4】

搬入予約申込書

沖縄県環境整備センター株式会社 御中

【申込者】

住所※ :

名称※ :

担当者名※ :

連絡先※ :

下記のとおり産業廃棄物の搬入を申し込みます。

(産業廃棄物処分委託契約書の通りにご記入をお願いします。ゴシック文字で※マークがついている項目は必ずご記入下さい)

排出事業者(甲)※		甲の事業場※	
-----------	--	--------	--

搬入日時※	収集運搬業者※	車両番号※	運転手氏名	廃棄物の種類※	荷姿※(重量又は袋数を記入してください)	管理票
月 日(曜) 時頃					☐ バラ(トン) ☐ その他(トン) ☐ フレコン(袋)	☐ 紙マニフェスト ☐ 電子マニフェスト
月 日(曜) 時頃					☐ バラ(トン) ☐ その他(トン) ☐ フレコン(袋)	☐ 紙マニフェスト ☐ 電子マニフェスト
月 日(曜) 時頃					☐ バラ(トン) ☐ その他(トン) ☐ フレコン(袋)	☐ 紙マニフェスト ☐ 電子マニフェスト

添付書類 ① 搬入に関する契約書の表紙(双方の押印、甲の事業所の掲載ページ)…契約書1ページ目

② 搬入に関する契約書 別表1(廃棄物の種類、契約単価の掲載ページ)…契約書5ページ目

備考欄

収入

印紙

産業廃棄物処分委託契約書

令和 年 月 日

排出事業者（甲）

住 所

氏 名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

印

処分業者（乙）

住 所 沖縄県名護市字安和 2045 番地 1

氏 名 沖縄県環境整備センター株式会社 代表取締役 大城 肇

印

上記排出事業者甲（以下「甲」という。）と処分業者乙（以下「乙」という。）は、

甲の事業場（ ）から排出される産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）の処分に関して、次のとおり契約を締結する。甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

（法令の遵守）

第1条 甲及び乙は、廃棄物の処分業務を遂行するに当たって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。関連する政令及び省令を含む。以下「法令等」という。）及び関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が名護市安和区、名護市及び沖縄県と締結した「公共関与による名護市安和区内産業廃棄物管理型最終処分場運営に係る環境基本協定書」の内容を遵守しなければならない。

（乙の事業範囲）

第2条 乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを本書に添付する。

処分に関する事業範囲

【産業廃棄物】

許可都道府県・政令市：沖縄県

許可の有効期限：令和11年10月31日

事業区分：最終処分（管理型埋立）

産業廃棄物の種類：燃え殻、汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）、廃油（タールピッチ類に限る。）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、木くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、繊維くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、鋳さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ばいじん、産業廃棄物の処理物（第13号廃棄物）

（これらのうち水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含まない。）

許可の条件：別添許可証のとおり

許可番号：第04731212365号

【特別管理産業廃棄物】

許可都道府県・政令市：沖縄県
許可の有効期限：令和11年 10 月 31 日
事業区分：最終処分（管理型埋立）
産業廃棄物の種類：廃石綿等
許可の条件：別添許可証のとおり
許可番号：第 04781212365 号

- 2 甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

輸入廃棄物の有無：有（ ） **無**

- 3 乙は、甲から委託された別表 1 の産業廃棄物を次のとおり最終処分する。

事業場の名称：沖縄県環境整備センター株式会社（安和エコパーク）
所在地：沖縄県名護市宇安和神崎原 2027 番 2、他 40 筆
処分の方法：最終処分（管理型埋立）
施設の処理能力：埋立容量 88,008 m³

（廃棄物の種類、数量、金額及びその他適正処理に必要な情報の提供）

第 3 条 甲が、乙に処分を委託する廃棄物の種類、予定数量及び合計予定金額は、別表 1 のとおりとする。
委託する廃棄物に石綿含産業廃棄物等が含まれる場合には、その旨を別表 1 の廃棄物の種類欄に併せて記入する。

- 2 甲の委託する廃棄物の荷姿、性状その他適正処理に必要な情報は、別添「廃棄物データシート」のとおりとする。ただし、両者協議の上で別途、「廃棄物データシート」以外の簡易な書式による情報提供を行う場合は、その書式に記載した内容のとおりとする。

また、甲の委託する廃棄物が日本産業規格（JIS C0950）に規定する含有マーク等が付されたものである場合には、甲はその表示に関する事項を記載し、乙に情報提供する。

- 3 甲は、別表 2 の廃棄物について、契約期間内に別表 2 に定めるとおり公的検査機関又は環境計量証明事業所において、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和 48 年 2 月環境庁告示第 13 号）による試験を行い、分析結果を書面により乙に提示するものとする。

- 4 甲は、本条第 2 項及び第 3 項で提供した情報に変更が生じた場合は、当該廃棄物の引渡しの前に、別表 3 に記載の方法により乙に変更後の情報を提供しなければならない。なお、情報の提供を要する変更の範囲については、甲と乙とであらかじめ協議の上で定めることとする。

（処分料金及び支払い）

第 4 条 甲の委託する廃棄物の処分業務に関する契約金額（以下「契約単価」という。）は、別表 1 のとおりとする。

- 2 乙は毎月 1 日から末日までの処分業務に係る明細を添付のうえ、当月度の処分料金を、翌月 10 日までに、別表 4 に掲げる者に請求するものとする。支払者は、乙の請求後、その月末日までに支払うものとする。

- 3 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に対する料金についての消費税及び産業廃棄物税は、甲が負担する。

- 4 契約金額が経済情勢の変化等により不相当となったときは、甲乙協議の上、これを改定することができる。

（収集運搬業者）

第 5 条 第 2 条第 3 項に記載する乙の事業場へ搬入する収集運搬業者を次のとおりとする。（収集運搬業者又は積込み場所若しくは荷下ろし場所が多数となる場合は別途書面を作成し添付する。）

氏名：

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

住所：

許可都道府県・政令市：

許可の有効期限：

事業の範囲：

許可の条件：

許可番号：

(保管)

第6条 乙は、甲から委託された廃棄物の保管を行う場合は、法令等で定める保管基準を遵守し、かつ、第8条第1項で定める契約期間内に確実に処分できる範囲で行う。

(マニフェスト)

第7条 甲は、廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記載し交付する。

- 2 乙は、廃棄物の処分が完了したときは、C 1 (処分業者保管) 票、C 2 (処分終了) 票及びD (処分終了) 票に必要事項を記載した後、D (処分終了) 票を処分終了日から10日以内に甲に送付し、C 2 (処分終了) 票を収集運搬業者に送付するとともに、C 1 (処分業者保管) 票を5年間保存する。
- 3 乙は、本契約に係る廃棄物の最終処分が終了したときは、甲から交付されたマニフェストE (最終処分終了) 票に最終処分の場所の所在地及び最終処分を終了した年月日を記入するとともに、そのマニフェストに係るすべての産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認の上、10日以内にE (最終処分終了) 票を甲に送付する。
- 4 甲は、乙から送付されたマニフェストD (処分終了) 票及びE (最終処分終了) 票を、A (排出事業者保管) 票及び収集運搬業者から送付されたB 2 (運搬終了) (積替用マニフェストを使用する場合はB 4、B 6も含む) 票とともに5年間保存する。
- 5 甲、乙がいずれも電子マニフェストを利用する者である時は、甲は廃棄物の搬出の情報を情報処理センターに登録し、乙は廃棄物の処分の情報を同センターに報告することで第1項から第4項に定めるマニフェストの交付等に代えることができる。

(契約期間)

第8条 この契約の有効期間は、契約締結日から令和 年 月 日までとする。

(甲の義務と責任)

- 第9条 甲は、乙から要求があった場合は、第3条各項によるもののみならず、処分を委託する廃棄物の種類、数量、性状(形状、成分、有害物質の有無及び臭気)、荷姿、取り扱う際に注意すべき事項等の必要な情報を速やかに乙に通知しなければならない。
- 2 甲は、委託する廃棄物の処分に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないようにしなければならない。万一混入したことにより乙の業務に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれのあるときは、乙は、委託物の引き取りを拒むことができる。乙の業務に支障を生じた場合、甲は、処分料金の支払い義務を免れず、他に損害が生じたときは、その賠償の責にも任ずるものとする。

(乙の義務と責任)

- 第10条 乙は、甲から委託された廃棄物を、乙の事業場における受入れから処分の完了まで、法令等に基づき適正に処理しなければならない。この間に発生した事故については、甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。
- 2 乙は甲から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、業務終了報告書は、マニフェストD (処分終了) 票をもって代えることができる。
 - 3 乙はやむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるようにしなければならない。

(業務の調査等)

- 第11条 甲は、この契約に係る乙の廃棄物の処分が法令等の定めに基づき、適正に行われているかを確認するため、乙に対して、当該処分の状況に係る報告を求めることができる。
- 2 甲は、乙に対し、予告無く処分施設における廃棄物の処分状況等を調査することができる。この場合、乙はその状況について適切な説明をしなければならない。

(再委託の禁止)

第12条 乙は、甲から委託された廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、契約期間中に施設の故障等真にやむを得ない理由により、処分業務を他人に委託せざるを得ない事由が生じた場合、乙は、法令等で定める再委託基準に従い、あらかじめ甲からの書面による承諾を得て、処分業務を再委託することができる。

(内容の変更)

第13条 甲及び乙は、契約期間、予定数量及び最終処分の場所の変更等については、甲乙協議の上で、変更内容を書面で定め、その書面を本書に添付する。

(機密保持)

第14条 甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方に係る機密事項を第三者に漏らしては

ならない。

(契約の解除)

- 第 15 条 甲又は乙は、この契約の当事者がこの契約の条項のいずれか若しくは法令等の規定に違反するとき、又は甲乙の合意があったときは、この契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又はそれと関係がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。
- 3 前 2 項の定めにより、本契約が解除される場合であって、本契約に基づいて引渡しを受けた廃棄物について、処理が未だに完了していないものがあるときは、甲及び乙は、次の措置を講じなければならない。
- (1) 乙の義務違反により甲が解除した場合
- イ 乙は、本契約が解除された後も、未処理の産業廃棄物に対する処理責任を免れないことを認識し、当該廃棄物に対する処理業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、同一事業区分の許可を有する別の者に乙の費用負担をもって行わせなければならない。
- ロ 乙が別の者に業務を委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金が乙にないときは、乙はその旨をあらかじめ甲に通知し、資金がないことを明確にしなければならない。
- ハ ロによる通知を受けた場合、甲は、乙から業務を受託した者に対し、差し当たり甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の廃棄物の処理を行わせるものとする。甲は、当該廃棄物の処理完了後、乙に対し、甲が負担した費用を請求し、又は本契約に基づく甲の債務の相当額との相殺を求めることができる。
- (2) 甲の義務違反により乙が契約を解除する場合
- 乙は、甲に対し、甲の義務違反に起因する損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の廃棄物を甲の費用負担をもって引き取ることを要求し、又は乙の費用負担により甲の事業場に運搬した上で、甲に対し、当該運搬に要した費用の支払を請求することができる。
- 4 乙は、甲が第 3 条又は第 9 条各項の規定により提供した情報により、廃棄物の処理を適正に行うことが出来ないと判断した場合は、甲に対し、契約の変更又は解除を申し出なければならない。この場合において、甲は乙に当該廃棄物を引き渡してはならない。

(反社会的勢力の排除)

- 第 16 条 甲及び乙は、いかなる場合においても暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他これらに準ずるもの（以下、「反社会的勢力」）との関係を排除する。
- 2 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力である場合又はそれと関係がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。
- 3 甲又は乙は、前項の規定により契約を解除した場合には、解除された者に損害が生じても、解除した者は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により解除した者に損害が生じたときは、解除された者はその損害の全部を賠償する。

(協議)

- 第 17 条 甲及び乙は、この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令の定めに基づき、誠意をもって協議の上で、これを決定する。

別表 1

廃棄物の種類	契約単価	予定数量	乙の施設		
	(円)	(日・週・月・年)	処分方法	埋立容量	施設の所在地
	/ (kg)	(kg)	最終処分 (管理型埋立)	88,008m ³	沖縄県名護市字安和神崎原2027番 2、他40筆
	/ (kg)	(kg)			
	/ (kg・t)	(kg・t)			
	/ (kg・t)	(kg・t)			
	/ (kg・t)	(kg・t)			
	/ (kg・t)	(kg・t)			
	/ (kg・t)	(kg・t)			
	/ (kg・t)	(kg・t)			
契約期間中の 合計予定金額	0 円		契約期間は第 8 条記載のとおり		

※実際の料金は計量のうえ確定致します。また別途、消費税及び産業廃棄物税がかかります。

備考：委託する廃棄物が、石綿含有産業廃棄物である場合、その旨を該当する廃棄物の種類欄に記入する。

別表 2

廃棄物の種類			
提示する時期又は回数			

別表 3

廃棄物情報に変更があった場合の情報文書（廃棄物データシート等及び分析証明書）の伝達方法	
甲の担当者所属氏名及び連絡先	別紙（産業廃棄物処分委託申込書）のとおり
乙の担当者所属氏名	
文書の伝達方法及び 伝達先 （該当欄にチェック）	☐ FAX
	☐ e-mail
	☐ 郵送 〒905-0001 名護市字安和2045番地 1 沖縄県環境整備センター株式会社 宛
緊急時の連絡先	0980-51-8811
営業時間	8:30 ～ 17:15（受入時間 9:00～11:30、13:00～16:00）
休業日	土日・祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）、慰霊の日

別表 4

支払区分	後納（毎月請求書払い）	
支払方法	☐ 申請者（排出事業者又は産業廃棄物処理業者） ☐ 排出事業場	
(支払者)	☐ 支払代行者（収集運搬業者等） ☐ その他（ ）	
請求先	名称（法人名）	
	代表者名	
	住所	〒
	担当者（部署・役職名）	
	電話番号	
	FAX番号	

安和エコパーク処分単価表

沖縄県環境整備センター株式会社

2024年1月23日改定

(特別管理) 産業廃棄物の種類		処分単価	標準比重
		円/kg	t/ m³
1	燃え殻	37	1.14
2	汚泥（無機性のものに限る）	43	1.10
3	廃プラスチック類	140	0.35
4	紙くず	160	0.30
5	木くず	85	0.55
6	繊維くず	390	0.12
7	ゴムくず	90	0.52
8	金属くず	42	1.13
9	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	48	1.00
10	廃石膏ボード	80	0.30
11	鋳さい	42	1.93
12	がれき類	42	1.48
13	ばいじん	37	1.26
14	建設混合廃棄物（選別後残さ）※	目安 ～100mmアンダー、 	

①単価には消費税及び産業廃棄物税は含まれておりません。

②標準比重と大きく異なる場合には、単価を調整することがあります。

③※建設混合廃棄物(選別後残さ)については、事前に搬入物を確認し処分単価を調整致します。

④※※4トン以上については、別途単価を調整致します。